

介護業者 財務公表義務

厚労省案 保険料上げ 結論先送り

2024年度の介護保険制度改正に向け、厚生労働省がまとめた見直し案が明らかになった。介護事業者に対し、経営状況がわかる財務の資料の公表を義務づけるほか、介護の必要性を判断する審査会のオンライン

開催を本格導入する方針がある高齢者の保険料引き上げなど、給付と負担の見直しについては「遅くとも来年夏までに結論を得る」とした。

省の社会保障審議会介護保険部会で提示する。見直し案では、経営状況がわかる財務の資料の公表は、利用者の施設選別に役立つほか、介護職員の処遇改善の検討材料としても活用できると指摘した。こう

介護保険制度の見直し案のポイント

- ◆ 介護事業者に対し、経営状況がわかる財務の資料の公表を義務付け
- ◆ 要介護度を判断する審査会のオンライン開催を本格導入

遅くとも

来年夏までに結論

- ◆ 一定以上の所得のある高齢者の保険料引き上げ
- ◆ 原則1割の自己負担割合が、2割となる対象者の拡大
⇒「給付と負担」の見直しは、異例の越年へ

した資料を、介護事業者が定期的に都道府県に届け出ることも求めた。経営状況を詳細に分析し、政策作り

「給付と負担」を巡る論点は結論を先送りした。厚労省は65歳以上の高齢者の介護保険料について、高所得者は引き上げ、低所得者は引き下げるこ

とや、原則1割の利用者負担について、2割となる所得の基準を見直し、対象者を拡大する方針を示していた。しかし、一部の高齢者の負担増となることへの慎重意見は根強く、時間をかけて議論することにした。介護保険制度の見直しの議論は、原則として3年に1度行われる。12月には基本方針を決めるのが慣例となっており、越年するのは異例だ。